

## Topic 98 土壌汚染対策法改正 特別号

はじめまして、ERSの奥澤と石井です。

2005年7月からお届けしているERSのメルマですが、従来取り上げていた‘ブラウンフィールド’の解決策の1つを米国の‘グリーンビルディング’に見つけ、2008年6月から‘グリーンビル’をテーマにしています。

今回のメルマは久しぶりに日本のブラウンフィールドに関係するお話をします。というのも、日本のブラウンフィールドに大きな影響をもたらす土壌汚染対策法の改正法案が去る4月17日の通常国会で可決されたからです。

5月11日には、改正法公布後初めての中央環境審議会・土壌制度小委員会も開催され、その模様を傍聴してきましたので、改正法の経緯と概要、施行スケジュールに関する最新情報と、予想される改正法の影響をまとめてみました。

### 1. 改正法の経緯と概要

公布されている改正法は、2007年度の専門家による懇談会、続く2008年の中央環境審議会で整理した現行法の課題を解消するために、

- ①土壌汚染の状況把握のための制度拡充
- ②規制対象区域の分類による講ずべき措置内容の明確化
- ③搬出土壤の適正処理の確保

を掲げ、これを骨子にしています。（改正法の概要はERSのホームページにQ & A形式で掲載しています。⇒ [http://www.ers-co.co.jp/topics\\_2/soil/soil.html](http://www.ers-co.co.jp/topics_2/soil/soil.html)）

但し、細かいルールは今後の政省令によることとしているため、法制度の細部は現時点で明らかにされていません。

なお、現行法において制定されている事項の中で廃止されるものは実質的にありませんし、特定有害物質の追加もありません。

普段、土壌汚染に関係するビジネスに携わる私たちが、公布された改正法の条文を見る限りにおいても、改正の影響の大きさを今から感じずにはられません。それとともに、2008年の中央環境審議会①に関して議論された自主調査で判明した土壌汚染の報告義務は公布された改正法に盛り込まれていないことや、2007年度の専門家懇談会で②に関して議論されたサイトリスクアセスメント活用の話が現在まで明かされている法制度の中では息を潜めてしまったことが気になります。

今後の政省令制定のアプローチの中でどのような議論が交わされていくのでしょうか？今後も注視が必要です。

### 2. 今後のスケジュールについて

2009年5月11日、改正土壌汚染対策法の公布後初めての中央環境審議会・土壌制度小委員会（第10回）が開催され、①改正法案可決の報告と、②今後のスケジュールの提示がなされました。

今後、改正法施行に向けては、以下のスケジュール案が提示されています。

2009年5月～7月：土壌制度小委員会（法制度の確立）

2009年8月：パブコメ

2009年10月上旬：政省令公布、施行通達発出

その後、自治体や関係業界等関係者に対する周知を経て、2010年4月1日までに改正法が施行される見通しです。

### 3. 改正の影響について

法改正は各方面への影響があると思われませんが、中でも不動産取引や開発といったマーケットに影響が及びそうな事項として以下の2つが挙げられます。

#### ・調査契機の拡大（改正法第4条）

一定規模以上の土地改変時の届出が義務化されます。届出の対象とする土地の形質の変更の規模としては、現時点では小委員会において、改変を行う範囲の面積として「3,000 m<sup>2</sup>」と想定されています。

この届出は、土地改変の着手の30日前までに届け出ることとされているため、土地改変に当たってはスケジュールリングに留意する必要があると思われれます。

なお、これまで、調査契機としては、東京都や埼玉県、大阪府等でこうしたいわゆる「一定規模以上の土地改変」が条例で定められておりました。「3,000 m<sup>2</sup>」という面積は、これら条例の要件をも踏まえたものであると考えられます。但し、規制対象となる「土地改変」の内容は、条例（自治体）によって異なっており、改正法の対象行為も明確にされていません。

#### ・自主調査結果の報告（改正法第14条）

法の契機によらない、自主調査において確認された土壌汚染も、届出によって、土壌汚染対策法の区域指定を受けることができるとしています。

届出すること（区域指定を受けること）のメリット・デメリットは、社会や各マーケットが「土壌汚染」をどのように認識するかによると思われ、現時点では最も先行きが見えないルールの一つであると言えます。

例えば、「土地に土壌汚染が存在する＝悪」といった認知レベルである限り、現行法の「指定区域」とあまり変わりはなく、デメリットでしかないかもしれません。

一方で、人への健康影響の有無についての行政見解が得られる、あるいは、最低限必要な対策内容が行政から指示される、といったようなことはメリットであるとも考えられます。

届出するか否かについては、実際の土地取引の場において、例えば相対取引の場合であれば、両者間の合意ということになるのかもしれませんが、しかしながら、特に証

券化不動産のように関係者が多い場合には、さまざまな意見があることが予想されま  
す。

#### 4. おわりに

現在も中央環境審議会で、改正法の法制度を確立するための政省令が議論されています。  
改正の動きについては、引き続きウォッチし、最新情報のメルマを折を見てお届けしたい  
と考えています。

#### 参考

(改正法の概要等)

土壤汚染対策法の一部改正について(環境省HP)

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の概要(環境省HP)

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/ref1.pdf>

土壤汚染対策法の一部を改正する法律(環境省HP)

[http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/law\\_body.pdf](http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/law_body.pdf)

改正法による改正後の土壤汚染対策法(環境省HP)

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/ref2.pdf>

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院HP)

[http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/171/f073\\_041601.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/171/f073_041601.pdf)

公布(官報)

<http://kanpou.npb.go.jp/20090424/20090424g00088/20090424g000880007f.html>

(その他)

中環審答申及び土壌制度小委員会(中央環境審議会HP)

[http://www.env.go.jp/water/dojo/chu\\_dojyo/index.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/chu_dojyo/index.html)

今後のスケジュール(案)(中央環境審議会HP)

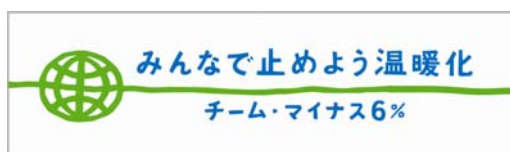
<http://www.env.go.jp/council/10dojo/y105-10/mat03.pdf>

政省令規定見込み事項(中央環境審議会HP)

[http://www.env.go.jp/council/10dojo/y105-10/mat02\\_4.pdf](http://www.env.go.jp/council/10dojo/y105-10/mat02_4.pdf)

バックナンバーはこちらからどうぞ!

「ERSのグリーンビルサイト」: <http://www.brown-green.com/>



イー・アール・エスはチーム・マイナス6%に参

加しています。